

すまいのひろば

2021年(令和3年)

11月号



【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部
〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

JKK JKK東京
東京都住宅供給公社

親子ふれあい住み替え募集について

高齢者世帯が子世帯の支援のもとで安心して生活ができるよう、親子ふれあい住み替え募集を実施します。

この募集に応募できるのは、現在お住まいの都営住宅に1年以上居住している方（令和2年12月1日以前に現在お住まいの都営住宅の使用許可を受けた方）で、次の1または2に該当し、3の条件を満たす方です。

応募資格

- 1 親世帯募集
都営住宅にお住まいで、かつ世帯全員が65歳以上（昭和31年12月10日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）で、子世帯の近くへ住み替えを希望される方（子世帯の住宅の種類は問いません。）
- 2 子世帯募集
都営住宅にお住まいの子世帯で、世帯全員が65歳以上（昭和31年12月10日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）の近くへ住み替えを希望される方（親世帯の住宅の種類は問いません。）
- 3 住み替えにより、親世帯と子世帯の間の最短所要時間がおおむね30分以上短縮されること（最短所要時間は公共交通機関を使用した場合の標準的な時間です。）

<申込上の注意>

- ① 都民住宅、定期使用住宅、民生住宅および引揚者住宅にお住まいの方は応募できません。
- ② 使用料等を滞納している方、高額所得者に認定されている方は応募できません。
- ③ 申込みは、親世帯または子世帯のどちらかのみとなります。両方の世帯でそれぞれ申込みをした場合は失格となります。

も
く
じ

| | |
|--------------------------------|-----|
| ●親子ふれあい住み替え募集について…………… | 123 |
| ●令和3年度 お客さまアンケートを実施します …… | 3 |
| ●連帯保証人を連絡先に変更できます…………… | 4 |
| ●「住宅用火災警報器」を取替えています！…………… | 4 |
| ●放火を防ぐ4つのポイント…………… | 5 |
| ●自衛消防訓練を行いましょう…………… | 5 |
| ●令和4年度分 台所流し用排水管清掃の申込受付について …… | 6 |

11月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、11月30日(火)です。

口座振替ご利用の方は、残高不足で引落しができないことがないように、事前に残高の確認をお願いします。

募集戸数

27戸（詳細は3ページのとおり）【内訳：親世帯募集15戸、子世帯募集12戸】

申込方法

申込みの際は、必要書類を以下の申込先まで「郵送」してください。

【申込先】〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 入居案内係 行

申込みは郵送で、12月14日(火)までに東京都住宅供給公社 都営住宅募集センターに届いたもの限り受け付けします。

必要書類

- (申込時)
- 1 申込書
 - 2 郵便ハガキ (63円) 2枚 (表面に申込者の住所・氏名を書いたもの。抽せん番号の通知用および抽せん結果の通知用)
※ 申込書に記入もれ等がある場合は、無効となることがありますのでご注意ください。
- (当せん後)
- 1 親世帯、子世帯の住民票 (「世帯全員」と記載のある続柄入りのもの)
 - 2 親子の関係が確認できる書類 (子世帯の戸籍謄本など)

申込書の配布期間および場所

申込書は、配布期間中に、都営住宅募集センター入居案内係および各窓口センターで配布します。配布期間：令和3年12月1日(水)～12月9日(木) 9時～18時 ※土・日を除く

抽せん日

令和4年1月中旬を予定しておりますが、日時等は抽せん番号の通知のハガキでお知らせいたします。

住宅のあっせん

- 1 新築住宅、車いす住宅、シルバーピア住宅へのあっせんはありません。
- 2 あっせんは、募集住宅にあき家が発生した場合に行いますので、階層等の指定はできません。
- 3 住宅は、令和4年6月頃から順次あっせんしていく予定ですが、あき家の発生状況等により時間がかかる場合があります。

その他

入居に際しては、現在お住まいの住宅の返還や必要書類の提出など、所定の手続きが必要になります。



令和3年12月 親子ふれあい住み替え募集 住戸一覧

〈親世帯が申込みできる地区〉

| 申込番号 | 区市名 | 住宅名 | 所在地 | 募集戸数 | 入居対象 | 間取り | 面積(m ²) | エレベータの有無 |
|------|------|----------------|-------------|------|------|-----|---------------------|----------|
| 1 | 墨田区 | 文花一丁目アパート | 墨田区文花1-29 | 1 | 1~2人 | 1DK | 34 | 有 |
| 2 | 江東区 | 塩浜一丁目アパート | 江東区塩浜1-5 | 2 | 2人 | 3DK | 37 | 有 |
| 3 | 江東区 | 塩浜二丁目第2アパート | 江東区塩浜2-5 | 2 | 1~2人 | 2DK | 37 | 有 |
| 4 | 大田区 | 萩中アパート | 大田区萩中3-30 | 2 | 1~2人 | 2DK | 32 | 有 |
| 5 | 豊島区 | 高松三丁目第4アパート | 豊島区高松3-3 | 1 | 1~2人 | 1DK | 32 | 有 |
| 6 | 練馬区 | 練馬北町二丁目第4アパート | 練馬区北町2-12 | 1 | 1~2人 | 1DK | 32 | 有 |
| 7 | 足立区 | 足立中央本町四丁目アパート | 足立区中央本町4-20 | 1 | 1~2人 | 2DK | 33 | 有 |
| 8 | 武蔵野市 | 武蔵野緑町二丁目第3アパート | 武蔵野市緑町2-6 | 2 | 1~2人 | 1DK | 33 | 有 |
| 9 | 町田市 | 高ヶ坂第2アパート | 町田市高ヶ坂7-28 | 2 | 1~2人 | 1DK | 34 | 有 |
| 10 | 東村山市 | 東村山本町アパート | 東村山市本町4-7ほか | 1 | 1~2人 | 1DK | 35 | 有 |

〈子世帯が申込みできる地区〉

| 申込番号 | 区市名 | 住宅名 | 所在地 | 募集戸数 | 入居対象 | 間取り | 面積(m ²) | エレベータの有無 |
|------|------|--------------|-------------|------|------|-----|---------------------|----------|
| 11 | 新宿区 | 戸山ハイツアパート | 新宿区戸山2 | 1 | 2人以上 | 3DK | 43 | 有 |
| 12 | 墨田区 | 横川五丁目第2アパート | 墨田区横川5-9 | 1 | 2人以上 | 2DK | 55 | 有 |
| 13 | 品川区 | 中延六丁目アパート | 品川区中延6-8 | 1 | 2人以上 | 2DK | 56 | 有 |
| 14 | 世田谷区 | 弦巻二丁目第2アパート | 世田谷区弦巻2-32 | 1 | 2人以上 | 2DK | 54 | 有 |
| 15 | 世田谷区 | 喜多見二丁目アパート | 世田谷区喜多見2-10 | 1 | 2人以上 | 3DK | 51 | 有 |
| 16 | 北区 | 赤羽北三丁目アパート | 北区赤羽北3-11ほか | 1 | 2人以上 | 3DK | 51 | 有 |
| 17 | 練馬区 | 中村北四丁目アパート | 練馬区中村北4-20 | 1 | 2人以上 | 2DK | 53 | 有 |
| 18 | 葛飾区 | 亀有四丁目アパート | 葛飾区亀有4-14ほか | 1 | 2人以上 | 2DK | 40 | 有 |
| 19 | 江戸川区 | 小松川二丁目第2アパート | 江戸川区小松川2-3 | 1 | 2人以上 | 2DK | 57 | 有 |
| 20 | 三鷹市 | 下連雀七丁目第3アパート | 三鷹市下連雀7-2 | 1 | 2人以上 | 2DK | 40 | 有 |
| 21 | 府中市 | 府中南町アパート | 府中市南町4-40 | 1 | 2人以上 | 2DK | 58 | 有 |
| 22 | 国分寺市 | 泉町二丁目アパート | 国分寺市泉町2-7 | 1 | 2人以上 | 2DK | 53 | 有 |

■ 親子ふれあい住み替え募集についてのお問い合わせ先

JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係 ☎03-3498-8894(代)

令和3年度 お客さまアンケートを実施します

都営住宅等にお住まいの方を対象とした郵送アンケート調査（無記名方式）を実施します。

このアンケートは毎年実施しており、11月に行う予定です。都営住宅等にお住まいの方の中からアンケートにご回答いただく世帯を無作為に抽出し、調査票を郵送いたしますのでご回答をお願いいたします。（全世帯の方が対象ではありません。）

アンケートでご回答いただいた内容は、お客さまサービス向上のために活用させていただきますので、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

連帯保証人を連絡先に変更できます

令和元年9月の都営住宅条例等の改正により、都営住宅等に入居する際に必要としていた連帯保証人が不要になり、連帯保証人に代わり、連絡先を届け出ていただくことになっています。

既にお届けいただいている連帯保証人については、名義人の方からの届出により連絡先に変更することができます。また、連帯保証人の死亡等により、現在連帯保証人のいない方は、新たに連絡先を定め、届け出てください。

届出先は、公社の窓口センターです。手続方法など詳しくはJKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号①）にお問い合わせいただくか、公社ホームページをご覧ください。

連絡先の方には、緊急の際に連絡するほか、使用料等を滞納した場合に名義人の方への連絡をお願いすることがあります。

「住宅用火災警報器」を取替えています！

住戸内に設置している住宅用火災警報器の取替工事を進めています。この警報器は東京都火災予防条例により設置及び維持管理が義務付けられた設備ですので、工事のお知らせがあった場合はご協力をお願いいたします。

◆訪問販売等の悪質業者にはご注意ください◆

取替工事は公社が発注した工事会社が行います。

費用は一切かかりません。みなさん自身で購入する必要もありません。

もし警報音が鳴ったときは…

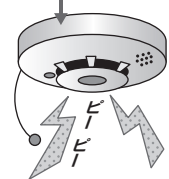
◆火災のとき◆

火元を確認し避難してください。119番通報と可能であれば初期消火を行ってください。消防への通報とあわせて、JKK東京 お客さまセンターにもご一報ください。

◆火災ではないとき◆

本体の警報停止ボタンを押していただくか、ひもを引いてください。警報音が止まり、通常の状態に戻ります。その後、室内の換気をしてください。

この部分に設置年度が記載してあります。



住宅用火災警報器は概ね10年、消火器は概ね5年で交換していますが、お住まいのみなさんの不在等により交換できていない住宅があります。劣化等により、火災の発見が遅れたり、初期消火が適切に行えなくなる可能性がありますので、消火器が取替えられていない場合、住宅用火災警報器が取替または設置されていない場合はJKK東京 お客さまセンターまでご連絡をお願いいたします。

事故・火災発生時のお願い

お住まいの団地で事故や火災が発生した場合は、警察・消防への通報のほか、下記のJKK東京 お客さまセンターにご一報ください。

ボヤなど軽微なものでも、安全確認や修繕が必要となる場合があります。

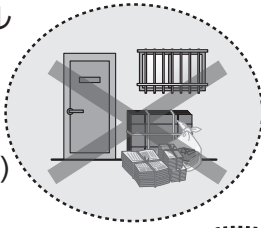
■事故・火災発生時のご連絡先（24時間365日お受けします）

6ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号②まで

放火を防ぐ4つのポイント

都営住宅等において放火による火災が発生しています。
放火を防ぐためのポイントをご紹介しますので、チェックしましょう。

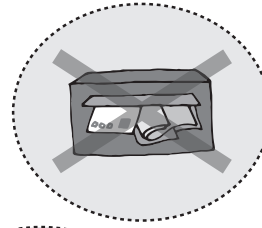
階段、廊下、バルコニーなどの共用部分に物を置かない(避難の妨げにもなります)



放火
されない
環境づくり



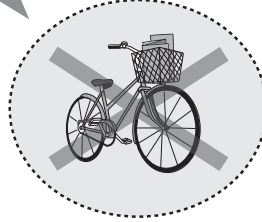
- ・郵便受けに郵便物やチラシ類を残さない
- ・不要なチラシ類を玄関ホール付近に捨てない



収集日の朝以外にごみを出さない



自転車のカゴに燃えやすい物を入れたままにしない



～お住まいのみなさんで、放火防止に取り組みましょう～

自衛消防訓練を行いましょ

火災や地震などの災害は、いつ、どこで発生するか予測できません。みなさん自身を守り、災害による被害を最小限に食い止められるよう、定期的に訓練を行うことが大切です。
新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りながら、「新しい日常」の自衛消防訓練を実施しましょう。

新しい日常における自衛消防訓練の実施

お住まいのみなさんが集まって訓練を行うことができない場合には、各世帯や一人ひとりが防火・防災の意識を高める取組を行いましょ。

- (例) ①日常生活の中で、避難経路や避難場所、消火器などの消防用設備の場所を確認する。
②東京消防庁ホームページの「電子学習室」のページを閲覧し、「消火器の使い方」「119番通報要領」、「避難方法」などの動画を視聴する。

YouTube 東京消防庁公式チャンネル
東京消防庁公式アプリ
東京消防庁ホームページで公開中!!

ネットで自衛消防訓練

検索

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>



実働訓練を行う際の感染防止対策

- ・3つの密（換気の悪い密閉空間、多数の人が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けましょ。
- ・訓練参加者同士の十分な距離を確保し、対面にならないようにしましょ。
- ・マスクを着用し、資機材の使用前後にアルコール消毒しましょ。

■自衛消防訓練についてのお問い合わせ先・ご連絡先

JKK東京 都営管理課 都営管理係 防火管理担当
6ページ「JKK東京 お客さまセンター」の電話番号①まで

令和4年度分 台所流し用排水管清掃の申込受付について

東京都では、年に1回程度、台所流し用排水管清掃を実施していただくよう、みなさんをお願いしています。

ご希望の団地については、清掃に要する費用を共益費としていただき、東京都がみなさんに代わって年1回の清掃を実施します。受付期間中にお申し込みください。

●清掃の範囲

台所流し用排水管のうち、流し部分から屋外の「第1ます」までが対象です。

●申込条件

- ① 原則として団地単位で、みなさん全員の同意が必要です。ただし、棟単位でも受け付ける場合があります。詳しくは、JKK東京 お客さまセンター（下記の電話番号①）までご連絡ください。
- ② 清掃に要する費用（1戸あたり月額210円、年額2,520円）を令和4年4月から毎月使用料とともに支払っていただきます。

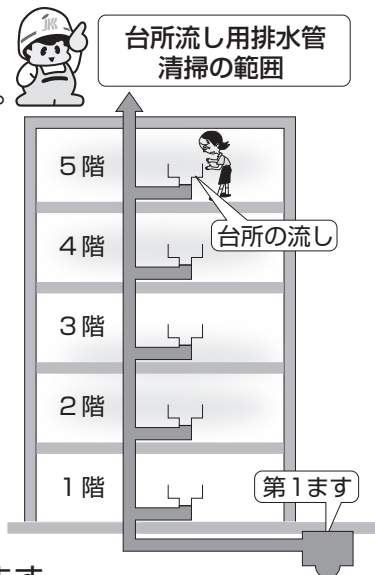
●申込方法

ご記入いただいた申込用紙を受付期間内にご提出ください。

- ① 新規でご希望される団地 JKK東京 お客さまセンター（下記の電話番号①）までご連絡ください。
- ② 継続でご希望される団地 令和3年度分の清掃に申し込まれた団地には、代表の方に令和4年度分の申込用紙を10月下旬に送付しています。

●申込受付期間・申請先

- ① 期間 令和3年11月1日(月)から11月30日(火)まで
- ② 申請先 受持ちの窓口センター



☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

① 各種手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、居住者の安否に関わる緊急のご連絡は24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方

☎03-6279-2653



ナビダイヤルとは

固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます（公衆電話を除く）。
携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- ・すべての電話番号で通話料がかかります。
- ・お客さまセンターでは、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

ホームページ のご案内

東京都住宅政策本部

<https://www.jutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都住宅供給公社

<https://www.to-kousya.or.jp/>



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!